

事業者等への改善申入れのその後

関西外語専門学校 入学募集要項の清算条項を改善

経緯等

- (1) 平成 18 年 5 月に実施した電話相談「契約なんでも 110 番」で収集した事例を精査する中で、同校の 2007 年度入学募集要項を入手した。この中には「一旦納入された学費は、学費返還制度を除き、一切返金できません」との清算条項があり、これは消費者契約法に触れると考えられることから、以下改善するよう 申入れた。

(<http://www.zenso.or.jp/files/K061124.pdf>) (平成 18 年 11 月 24 日)

貴校募集要項中の「一旦納入された学費は、学費返還制度適用の場合を除き、一切返金できません」という清算条項を速やかに改正され、合格した受験生の入学辞退があった場合及び中途退学の場合について、消費者契約法を踏まえた合理的な清算条項を設定されるよう申し入れます。

- (2) これに対して同校からは、「2008 年度の入学募集要項の改定を検討する」旨の 回答 (<http://www.zenso.or.jp/files/K070206.pdf>) が、平成 19 年 2 月 6 日にあった。

- (3) それ以降、同校の具体的対応について注視していたが、この度、2008 年度の入学募集要項を入手して調べたところ、以下のように改善されている。

併願者学費返還制度を利用している人が、入学を辞退される場合には制度に従い、学籍保証金 70,000 円を返還いたします。それ以外の人については、入学金・学費を納入されていて、3 月 31 日までに入学辞退の申出をされた場合は、入学金を除く学費を返還いたします。

- (4) 上記の措置は、入学辞退に応えるもので、入学後の退学についてはルール化されていないが、多数の受験生にとって被害発生の防止に役立つものと考えられ、一定の評価をしている。

以上